

三田市高齢者・介護審議会について

◆三田市高齢者・介護審議会の概要について

【任期】 2年（令和7年7月8日～令和9年7月7日）

【定数】 15人以内

【担当事務】 ①高齢者・介護施策に関する事項についての調査審議
②地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議
③地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議

【関係法令】 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項
三田市附属機関の設置に関する条例、三田市高齢者・介護審議会規則

◆三田市高齢者・介護審議会の構成員について

【学識経験者】 4名⇒大学、医師会、歯科医師会、宝塚健康福祉事務所

【団体推薦等】 8名⇒民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ケアマネジャー協会、介護サービス相談員、老人クラブ連合会、介護者の会、介護サービス事業者

◆R7年度審議会の開催予定・協議内容案について

- R7年7月8日 第1回審議会 ⇒ ・委員委嘱
・第9期計画（令和6年度）介護保険事業評価
・地域密着型サービス指定状況（以降、必要に応じて各回協議）
・令和6年度地域包括支援センター事業報告
- R7年11月頃 第2回審議会 ⇒ ・第10期計画策定について
・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
・地域包括支援センター事業の中間評価等について
- R8年1月頃 第3回審議会 ⇒ ・在宅介護実態調査
- R8年3月頃 第4回審議会 ⇒ ・介護サービス提供事業者・ケアマネジャー調査
・地域包括支援センター事業の実績報告等について